

## 上越市教育の日シンボルマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別図に定める上越市教育の日シンボルマーク（以下「マーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マークの使用等)

第2条 マークは、誰でも自由に使用することができる。ただし、広告等への掲載その他の営利を目的としてマークを使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、マークを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すると認められるとき。
- (3) 市の品位を傷つけ、又は教育の正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用すると認められるとき。
- (5) マークを商品化し、又は商品にマークを使用すると認められるとき。
- (6) その他教育委員会がマークの使用を不相当と認めるとき。

(マークを使用する場合の遵守事項)

第3条 マークを使用する人及び団体は、マークの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 印刷物等に使用する場合は、「上越市教育の日シンボルマーク」の表記を付すこと。
- (2) マークの形状は、別図のデザインを用い、改変しないこと。
- (3) マークの色彩は、別図のデザインに定める色彩又は単色を用いること。

(使用申請等)

第4条 第2条第1項ただし書の規定によりマークの使用の承認を得ようとする人及び団体は、上越市教育の日シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、第2条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、マークの使用を承認するものとする。

3 教育委員会は、マークの使用の可否を決定したときは、上越市教育の日シンボルマーク承認

使用 通知書（第2号様式）により通知するものとする。

却下

4 教育委員会は、マークの使用を承認する場合において、必要があると認めるときは、こ

れに必要な条件を付することができる。

(マークの営利目的の使用に係る遵守事項)

第5条 前条第3項の規定によりマークの使用の承認を得た人及び団体（以下「商用使用者」という。）は、マークの使用に際し、第3条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を得た内容及び前条第4項の規定により教育委員会がマークの使用を承認する場合に付する条件の範囲内で使用すること。
- (2) マークを使用した広告等の完成後、速やかに、当該広告等を教育委員会に提出すること。ただし、広告等の提出が困難と認められる場合は、当該広告等の写真の提出をもって代えることができる。

(使用料)

第6条 マークの使用は、無料とする。

(違反者に対する措置)

第7条 教育委員会は、マークの使用が第2条第2項各号のいずれかに該当し、第3条各号に掲げる事項（商用使用者にあつては、第5条各号に掲げる事項を含む。）を遵守せず、又はこの要綱の規定に違反する場合は、直ちにマークの使用の中止、第4条第3項の規定による承認の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

上越市教育の日シンボルマーク使用承認申請書

年 月 日

（宛先）上越市教育委員会

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり上越市教育の日シンボルマークの使用の承認を申請します。

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
連絡先	住所：〒 — TEL： FAX： E-mail： 担当者：（所属） (氏名)

第2号様式（第4条関係）

承認  
上越市教育の日シンボルマーク使用 通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった上越市教育の日シンボルマークの使用について、次のとおり承認したので通知します。  
理由により申請を却下

承認	使用目的	
	使用方法	
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	使用数量	
	条件	
却下	理由	

別図（第1条、第3条関係）



上越市教育の日シンボルマーク